

第1号

本日(2/19)要求提出日

J A M 北 陸
労働政策委員会
石川県能美市中町982-14
TEL 0761-55-3739
FAX 0761-55-3762
発行責任者：畑中政博

2013 春闘 J A M 北陸 春闘要求内容 (抜粋)

個別賃金要求

J A M 北陸標準労働者要求基準

高卒直入社	30歳	35歳
J A M 北陸標準労働者 要求基準(所定内賃金)	247,000	289,750

J A M 北陸一人前ミニマム基準

	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
J A M 北陸 一人前ミニマム要求基準 (所定内賃金) 【対 J A M 基準%】	156,000 【100】	166,000 【98】	191,000 【93】	216,000 【90】	243,000 【90】	265,500 【90】	283,500 【90】	301,500 【90】



平均賃上げ要求

a 賃金制度がある	賃金実態が把握できる	その賃金構造維持分の確保と是正改善目標金額を要求
b 賃金制度がない	賃金構造維持分が推計できる	その賃金構造維持相当分の確保と是正改善目標金額を要求
c 賃金制度がない	賃金構造維持分が推計できない	JAM北陸平均要求基準 4,500円+1,500円以上(6000円以上)とする

一時金要求

1) 年間5ヶ月(半期2.5ヶ月) 2) 最低到達基準 年間4ヶ月(半期2ヶ月)

最低賃金要求 時間額860円以上

65歳までの希望者全員の雇用・所得確保について

J A M の取り組み指針に基づく取り組みを進める。

- 1) 希望者全員の雇用確保について労働協約の締結をはかる。
- 2) 希望者の全員雇用については、原則として経過措置は利用せず、希望者全員の65歳までの雇用確保に取り組む。
- 3) 賃金・労働条件のあり方について、継続して労使で検討する場を設ける。

本日要求提出が出来ない単組は、2月月内に要求提出するよう機関内の手続きをお願いします。

要求状況[要求・回答・妥結]は、J A M 北陸 or 富山県連事務所まで報告願います!

2013 春闘【連絡用紙】と 要求・回答書の複写 を提出して下さい!

情報交換のため、「各単組ニュース」を送付願います。

【FAX: J A M 北陸: 0761-55-3762 富山事務所: 076-431-6996】